

マイナンバー確認書類 提出のお願い

※ 平成27年12月14日以降にご請求される場合
必ずお読みいただき、すべての方がご提出ください。

小規模企業共済制度を運営する中小機構は、共済金等を支給する際の税の手続きとして作成する「退職所得の源泉徴収票」等の税務関係書類にマイナンバー（個人番号）を記載するため、共済契約者及び請求者の方からマイナンバーを取得する必要があります。

マイナンバーは、様々な個人情報に結びつく非常に大切なものであるため、取得にあたっては、必ず、マイナンバーが正しいことの「番号確認」に加え、請求される方（共済契約者の方）がマイナンバーの正しい持ち主であることの「本人確認」を行わなければならないとされています。

共済金等の請求をされる方におかれましては、上記趣旨をご理解いただき、マイナンバーの確認のために、以下のとおり「**番号確認書類**」「**本人確認書類**」両方の提出をお願いいたします。

1 次の書類をご用意ください ※（１）と（２）の両方が必要です。

（１）「番号確認」のために必要な書類

次のいずれかの書類

- ①個人番号カードの写し（※1）（個人番号が記載された面）
- ②通知カードの写し（※2）（個人番号が記載された面）
- ③個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書の写し

※1：「個人番号カード」とは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引き換えに交付を受けるカードで、通知カードに記載された事項に加えて本人の顔写真が表示されているものです。

※2：「通知カード」とは、平成27年10月以降に市区町村から送付された、本人の氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されているカードです。

（２）「本人確認」のために必要な書類

1) 次のいずれかの書類

- ①個人番号カードの写し
- ②運転免許証の写し
- ③運転経歴証明書の写し
- ④旅券の写し
- ⑤身体障害者手帳の写し
- ⑥精神障害者保健福祉手帳の写し
- ⑦療育手帳の写し
- ⑧在留カードの写し
- ⑨特別永住者証明書の写し
- ⑩上記のほか官公署又は法人が発行した顔写真付きの身分証明書、社員証又は資格証明書の写し（本人の氏名及び生年月日又は住所が記載されたもの）

裏面につづく

2) 1の書類が提出できない場合は、次の書類から「2つ以上」の書類

- ①国民健康保険の被保険者証の写し
- ②健康保険の被保険者証の写し
- ③船員保険の被保険者証の写し
- ④後期高齢者医療の被保険者証の写し
- ⑤介護保険の被保険者証の写し
- ⑥国民年金手帳の写し
- ⑦児童扶養手当証書の写し
- ⑧特別児童扶養手当証書の写し
- ⑨上記のほか官公署又は法人が発行した顔写真なしの身分証明書、社員証又は資格証明書の写し（本人の氏名及び生年月日又は住所が記載されたもの）

**** ご注意 ****

共済契約者の死亡による請求の場合は、請求者と共済契約者のそれぞれについて、番号確認書類及び本人確認書類が必要になります。

2 専用封筒に入れて、請求書類と一緒にご提出ください

番号確認書類と本人確認書類を黄緑色の専用封筒（マイナンバー確認書類専用封筒）に入れ、**必ず封をとじてください。**

専用封筒は、共済契約者番号・請求者氏名を忘れずに記入し、「共済金等請求書」（様式⑦01）及び添付書類とともに、取扱機関に提出してください。（封筒だけを機構に送付しないでください。）

**** 利用目的 ****

提供いただいたマイナンバーは、共済金等の受給者にお送りする「退職所得の源泉徴収票」に記載するほか、共済金等の支給に伴う税務事務に限り利用します。

取扱機関の方へのお願い

「共済金等請求書」（様式⑦01）及び添付書類とともに、封かん済の「マイナンバー確認書類専用封筒」が添付されていることをご確認ください。なお、「マイナンバー確認書類専用封筒」の中身を確認していただく必要はありません。